

区分	御 意 見	回 答	部局	該当課
実施方針	p.6「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を令和7年2月京都府議会定例会に提案した」に関して 懇話会委員は条例骨子のみしか存じ上げておらず、その後、パブリックコメントにどのような意見が寄せられ、それをどのように考慮したのか(併せて府民をはじめ京都府の人権行政に関心を寄せる人びとからどのような声が寄せられたのか)、文化生活教育常任委員会での議論(質問と、府の応答)、議会での質問等について、委員に丁寧に説明をされたい。懇話会実施時点においては、現在開催されている府議会において、条例採択については結果が出ていると考えられ、この点は時間をかけて説明されたい。 とりわけ、懇話会が、たたき台を示される場であったので、たとえ懇話会であっても、委員には一定の責任がある。	報告事項において説明させていただきます。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	p.8 ○同和問題(部落差別) ・府民意識調査(2024)では、これまで主旨があいまいであった質問を、より明確な表現に変えたところ、「部落の土地に対する忌避意識」がはっきりと、しかも、「結婚における部落出身者に対する忌避意識」よりもやや高い割合となって表れた。この点を啓発課題とすべきである。 ・現在の隣保館は、同和問題に関わる啓発・相談の拠点であると同時に、それだけではなく、広い人権諸課題に関わる教育啓発、相談の拠点ではないので、広く地域社会の福祉のための施設として、この点を別途、記してほしい。	・府民意識調査の結果については、令和7年度の職員研修等において活用するとともに、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」の見直し等に反映してまいります。 ・いただいた御意見をふまえ、隣保館の記載について検討します。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	p.10 ○外国人 ・「イ」スピーチのみでなく、京都府では深刻なヘイトクライム事件も起きている。この点についても触れるべきである。 ・府民意識調査(2024)では、「ヘイトスピーチの存在」を知っている者は67.9%で、全国の調査(内閣府)ともそれほど差がない。しかし、京都北部では5割を切るなど地域差があった。この点を踏まえ、啓発を進めるべき。 ・「ロ」の項に記すのか、それとも「学校」に記すべきなのか迷うところであるが、外国人の子どもの教育権の保障について、改めて記してほしい(府には、市町村への影響力があるため)。人権教育にはeducation as human rightsも当然に含まれるのであり、外国にルーツのある人びとに対する差別意識を払しょくすることだけが人権教育・啓発の課題なのではなく、そのこどもたちが差別のために就学ができなくなるような事態をなくし、教育権を保障されるよう確保することも、人権教育の重要な要素である(先日の、さいたま市教委のクルド人児童に対する対応を念頭に)。これには、文部科学省が自治体に指導を行ったことが報道されたが、教員が、こどもの権利を侵害せず、権利を保障する側として責務をはたすことができるよう、啓発や研修が重要であることを明記すべき。教員の世代交代が進む中で、こうした原則は繰り返し確認する必要がある。 ・「ハ」ところで、方針には、「外国籍府民を対象とした生活相談窓口の充実、日本語教育の体制強化」が記されているが、府民意識調査(2024)では、府民の、文化的同化を求める意識の強さも実感されたところである。改めて多文化共生ということを明確にすべきである。	・御意見をふまえた記載について検討してまいります。 ・府民意識調査の結果をふまえ、明らかになった課題について重点的に啓発できるよう、次年度以降の事業を検討してまいります。 ・外国にルーツのある児童生徒に対しては、これまでから国籍や在留資格にかかわらず、児童生徒や保護者の希望に応じて就学の機会を保障してきたところです。また、教職員自身が、豊かな人権感覚と国際感覚を磨き、国際化の進展する社会に対応していく広い視野を持つことができるように校内研修等に努め、教職員の資質の向上を図っています。教職員の世代交代が急速に進む中、管理職や人権教育の経験豊かな教職員を中心にOJTを意識した取組を進めるなど、引き続き教職員の人権意識の高揚に努めていきたいと考えております。 ・京都府総合計画(令和4年度策定)の将来構想において、2040年に実現したい将来像の一つとして、外国人も含む全ての人の尊厳と人権が尊重される共生社会を目指すこととしております。さらに、基本計画におきまして、様々な国籍や文化を持った府民が互いを尊重しながら暮らす多文化共生の社会の実現を掲げております。 中でも、外国人住民が地域社会へ参画するためには、日本語によるコミュニケーションが重要であるとの認識から、令和6年12月に「地域における日本語教育推進プラン(第2次)」を策定し、日本語教育の意義や重要性を日本人住民にも理解いただく取組を推進することとしています。 多文化共生社会の実現は、特定部局のみでできるものではなく、引き続き、部局横断組織である「京都府外国人材受入れ・共生推進本部」を中心に、市町村や企業、団体とも連携しながら、多文化共生施策を推進してまいります。	文化生活部 教育庁 知事直轄組織	人権啓発推進室 学校教育課 国際課
実施方針	○社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題 ・「情報流通プラットフォーム対処法」とそのガイドラインには触れられないか?(時期的に)	「1 各人権課題に係る取組」の各項目については、個別の人権課題の解決に資するための京都府の取組について記載しているところです。 「情報流通プラットフォーム対処法」は令和7年4月1日施行予定であることから、法及びそのガイドラインについては、次年度の実施方針策定時に「令和7年における人権をめぐる状況」において記載することとします。	文化生活部	人権啓発推進室

区分	御 意 見	回 答	部局	該当課
実施方針	(2) 医療関係者 退院支援(地域連携)のほとんどを高齢者が占める時代となっている。医療関係者にも、高齢者の人権、地域福祉などについて(地域連携担当ばかりでなく、病棟の看護などに当たるひとたちにとっても、また医師にとっても重要であると思う)研修機会が必要ではないか。 (すでに行われているのであれば、どのようなことか、知らせてほしいし、書いてほしい)	医療関係団体に対し、地域包括ケアシステム(高齢者の方が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で、365日安心して暮らせる仕組み)を実現するための予算を補助しており、補助の中で、医療関係者を対象とした在宅医療・介護提供体制等についての把握及び多職種強化につながる研修等といった各種研修を実施しているところです。引き続き、必要な研修を行ってまいります。	健康福祉部	医療課
実施計画	上記に対応した計画を示してほしい	各人権課題に対応できるよう実施計画に反映してまいります。	文化生活部	人権啓発推進室
上記以外	・㊦なくとも、教育啓発を実施していくうえで必要な課題を把握するための調査の実施を必ず明記されたい。 ・㊧の度、国の人権教育・啓発基本計画(第二次)中間試案に対しても感じたことであるが、京都府の方針にも同様であると思うので、で記しておく。それは、そもそも人権擁護推進審議会によって2つの答申が行われたにも関わらず、人権教育啓発だけが立法化され(人権教育啓発推進法)、人権擁護法案が廃案になって以来、日本の(自治体の)人権政策は片輪駆動となってしまったことである。人権政策において、promotion =教育啓発と、protection=擁護(救済)はセットなのに、前者だけが立法・制度化された。本来はこの両方があるからこそ人権政策であるから、教育啓発だけをやっておけばよいというものでなく、相談を充実させ、人権侵害に対する救済をどうするか、という議論は自治体レベルでも必要である。教育啓発も、心がけだけを訴えるのではなく、このような社会システムを整備していくことを支持する府民意識を醸成する必要がある。もちろん、府のレベルでは踏み込んで書けない、というのであれば、少なくとも、国際社会の経緯を書くのとあわせて、日本国内のこれまでの人権政策の経緯(上記のような)を記しておくべきである。そうすることで、これから何が求められるのかが明確になる。ちなみに、国際人権条約では、条文の全文に、それまでの経緯がされる。	・府民調査については、実施方針の中で言及しているところです。 ・年度ごとに定める実施方針であるため、年度ごとの人権をめぐる状況について記載することとしております。日本国内のこれまでの人権政策の経緯や各人権課題ごとの主な動きについては、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」の見直しにおいて対応してまいります。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	・実施方針案p.2の第2では、昨年度の人権をめぐる状況について書かれ、国連の動きにも触れています。が、昨年、国連女性差別撤廃委員会において日本の審査があり勧告を受けたことについてはまったく触れていません。女性の人権について考えるときには欠かすことのできない事柄であると考えますので、ぜひ入れてほしいと思います。	・今回の勧告のように、国連が、女性差別撤廃条約を批准している各国の取り組みを定期的に審査しており、こうした審査等が定期的に行われることによって、条約の理念が達成に向かっていくものと考えております。 ・勧告の内容は女性の権利の現状を評価する指標として、府の取組を実施する際に参考とさせていただきます。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	・実施方針案p.6の最後の6行に、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」について書かれています。この条例案には「差別をゆるさない」「差別を禁止する」という文言が入っていないことで多くの市民のご批判を受けたところです。この意見・質問書を書いている時点ではまだ府議会で審議中ですので難しいのですが、懇話会開催時点ですすでに制定が成っている恐れもあります。「差別をゆるさない」、「ヘイトスピーチをゆるさない」ということを、せめて「実施方針の中に書き入れてほしいと思います。それは当たり前の前提なのだからということかもしれませんが、それが無ければ「全ての府民が……社会からの温かさを感じることはできません。それは、実際にヘイトスピーチ・ヘイトクライムの被害を受けた京都朝鮮学校やウトロのみなさんがおっしゃっていることであり、私自身も外国籍府民の一人として申し上げたいことです。「全ての」と言う以上は、ぜひこの声をお聞きいただきたいと思います。	・今回の条例は、個人の尊厳や人権の尊重は、全ての人に保障されなければならない、ということを共通の価値として社会の隅々まで浸透させることを目的に制定を目指しているものです。 ・実施方針には、各人権問題に係る取組の方向性を記載することとしており、いただいた意見を基に、個別に検討します。	文化生活部	人権啓発推進室

令和7年度実施方針・計画に対する各委員からの御意見及び回答

区分	御 意 見	回 答	部局	該当課
実施方針	・実施方針案p.10の○外国人の一つ目の「・」は、長いセンテンスになっています。「ヘイトスピーチ解消法の理念を踏まえ、多文化共生社会の実現に向け」て何をするかという部分は、「人権教育・啓発を推進する」と「相談体制を充実」させる の2点ですね。 ここでもやはり、「ヘイトスピーチ解消法の理念を踏まえ」る以上はヘイトスピーチなどの差別的言動をゆるさない、解消をめざすということをまず書いてほしいと思います。	同上	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	・上の続きですが、「相談体制の充実」とだけあるのはわかりにくいです。二つ目の「・」に「生活相談窓口の充実」とありますので、一つ目の「・」に書かれた「相談体制」はそれとは違うはずで、「ヘイトスピーチ解消法の理念を踏まえ」たものであるはずですから、ここは具体的に「外国籍府民がその人権を侵害されたときの相談体制」と書いていただきたいです。	御意見を踏まえた記載について、検討してまいります。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	京都府の「共生社会」実現のため、府民の学び及び交流機会の推進、公務員・教職員の研修等、様々な施策を検討されており、更に強化していったり貴いたい。	共生社会の実現のため、府民が学び、交流できる機会を設けるとともに、特定職業従事者に対する人権研修等は大変重要と認識しておりますので、引き続き効果的な実施に努めてまいります。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	女性については、働き手が減少する中、女性の就業支援の観点のみならず、夫の育児休業取得の状況についても検証していく必要がある。	(確認中)	文化生活部	男女共同参画課
実施方針	子どもの不登校、いじめ問題対応として、学校現場における対策体制の更なる浸透が必要。	不登校やいじめ問題に対しては、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校等の教育相談機能の充実を図るなど、総合的なサポート体制を整えているところです。委員御指摘のように、これらの施策を活用しながら、各学校において誰一人取り残すことのない教育が進められるよう、支援していきたいと考えております。	教育委員会	学校教育課
実施方針	外国人の日本語教育体制強化は、更なる国際化のため推進が必要かと思う。	京都府における外国人住民数は、令和6年12月末で約8万2千人と過去最多になったほか、特定技能の拡充や育成就労の導入などにより、今後も多様な形で外国人住民のさらなる増加が見込まれます、 こうした大きな社会情勢の変化、外国人住民や地域の課題等に対応するため、令和6年12月に「地域における日本語教育推進プラン(第2次)」を策定しました。今後は、本プランに基づき、関係部局と連携しつつ、地域における日本語教育の取組を総合的に推進してまいります。	知事直轄組織	国際課

区分	御 意 見	回 答	部局	該当課
実施方針	各国州において、未成年者のSNS利用を禁止又は親の同意が必要などと規制がされているが、京都府としての現状把握、対策の要否についてどのような認識か。	・児童生徒がSNS等のインターネットを通じて目にする情報の中には、他人を誹謗中傷する表現や事実と異なる情報などが混在しており、情報の扱い方次第では犯罪被害やトラブルに発展する可能性があると認識しております。このような状況にあるからこそ、児童生徒自身が情報を多面的に考え、正しく判断し対処できる力を身に付けられるよう、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図る教育に取り組んでいるところです。 ・京都府内の小学4年生から高校3年生までの青少年及びその保護者を対象とした「インターネット利用に関するアンケート調査」を継続実施し、青少年のSNS利用、フィルタリングの設定状況を含めたインターネット利用全般の現状把握を行い、同調査結果から抽出された課題点等について、関係機関と連携した対策を協議する必要があると考えております。（R6回答状況：青少年11,620人、保護者8,619人 ※詳細は分析中）（R⑦実施予定事業） ・協議会の開催 アンケート調査結果等について、携帯電話事業者、府警、教育等を含んだ「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」で共有し、対策について協議を行うとともに、構成員である携帯電話事業者等に働きかけ、青少年を有害情報から守る携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング促進を図ってまいります。 ・府警連携によるSNSトラブル等体験型出前講座 R⑦から新たに府警既存事業であるタブレット端末を用いたSNSトラブル等体験型出前講座に受講者となる青少年との意見交換会を併せた事業を実施し、直接青少年が、インターネットの適正利用について考える取組を推進してまいります。	（参考） 教育庁 健康福祉部	（参考） 学校教育課 家庭・青少年支援課
実施方針	成果目標等を数値化するなど「見える化」を推進する必要があるのではないか。	人権教育・啓発施策の効果は短期間に現れるものではないため、成果目標等の数値化には困難なところがありますが、施策の効果を府民に分かりやすくお示しするための指標の設定については、御意見を踏まえて検討してまいります。	文化生活部	人権啓発推進室
実施計画	児童に対するいじめに対して、初動が重要であり、学校現場において「いじめ防止対策推進法」に基づく措置が十分に行われるよう検討していただきたい。	いじめについては、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する決して許されない人権侵害であるという認識のもと、組織的にいじめの未然防止や早期発見・早期対応が図れるよう、各学校で必ず実施しているいじめに関する研修や、ハンドブック等の資料の活用を通じて、教職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。	教育委員会	学校教育課
実施方針	P6の京都府人権尊重の共生社会作り条例について 弁護士会や市民団体などから問題点などが指摘されています。狙いや目的、内容に対しては多様な意見があるかと思うので、幅広い意見聴取をお願いします。懇話会が開催されるタイミングでは議会で条例案の結果が出ているかもしれませんが、提案した段階での記載はなくてもよいのではないかともしました。	府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推進するため、現状記載している内容は重要な部分であり、今回の実施方針にも盛り込みたいと考えます。 （4月1日時点の状況に合わせ、文言の修正を行います。）	文化生活部	人権啓発推進室
実施計画 個別事業	③－1 消防職員初任教育及び幹部教育 消防署や消防本部で処分を伴うハラスメント行為が全国で多発し、問題となっていますが、この研修はハラスメント防止の内容も含まれているのでしょうか。まだそのような事案は府内でも発生しているのでしょうか。中堅以上の研修にも力を入れてほしいです。	消防職員初任教育及び幹部教育にはハラスメント防止の内容も含まれており、例年、ハラスメント対策の研修を行っているところです。 また、ハラスメント事案については消防庁調査において2023年度に府内で1事案の発生が報告されております。 現任の職員及び特定の分野に関する専門的教育、特に必要な事案が発生した場合に適宜実施する教育など、中堅以上の職員に対しても教育訓練を実施しているところであり、今後とも人権問題について正しい理解と認識を持ち、各種消防業務で適切な対応を行える人材の育成に努めてまいりたいと考えております。	危機管理部	消防保安課

区分	御 意 見	回 答	部局	該当課
実施計画 個別事業	⑥ー7 犯罪被害者等支援総合対策事業 ⑤いのちを考える教室 開催数の増加を目指すとありますが、R7年度の見通しを教えてください。 コロナ前はどの程度開催していたのでしょうか。中高生にとっては貴重な機会なので、ぜひ増やしてほしいです。	令和7年度の実施見込みとしては3件です。 (申込みは来年度から開始するため、現時点での見込みとなります。) コロナ前は平均15校程度で開催しており、今後も開催数の増加を目指してまいります。	文化生活部	安心・安全まちづくり 推進課
実施計画 個別事業	⑥ー8 初期段階再犯防止強化事業費 一部新規はどの事業のことでしょうか。	一部新規は記載誤りでしたので、「継続(一部新規)」→「継続」に修正いたします。	文化生活部	安心・安全まちづくり 推進課
実施計画 個別事業	⑥ー14 DV対策事業 解決に資する人権問題が女性と明記している点について。 確かにDVは女性が大半ではあるものの、近年は男性の被害者も増えています。 京都府でも男性の専門相談窓口を設けたり、シェルターもあつたりと男性支援の環境を整えているだけに、女性に特化して明記しなくてもいいのではないかと思います。	警察庁のデータによれば、全国の警察にDV被害を相談した男性は2023年で2万4684件、2019年から4年連続増加しているとあり、委員ご指摘のとおり男性のDV被害は年々増加しています。 区分については、国の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、定めております。計画については現在改定中でありますので、また改定後の内容も参照したいと思っております。	文化生活部	人権啓発推進室
実施方針	実施方針について特に異存はありません。 年々様々な問題が浮上し啓発推進項目が増加する。京都府民が生活を営む上で必要不可欠な最低条件ですから、生活環境を知り、環境整備の一助となること、府民個人の尊重と幸福追求、府民自らのものとなる人権啓発施策であることを切に願っています。	御意見を踏まえ、府民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、人権教育・啓発施策を推進してまいります。	文化生活部	人権啓発推進室
実施計画	◆外国人住民に対する生活情報や災害時支援体制整備、生活環境の整備、多文化共生施策の検討について推進されることが、必要される時であると考えます。	外国人住民に対する生活情報の提供や災害時支援体制及び生活環境の整備等については、次年度実施計画に掲載のとおりです。引き続き、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。	知事直轄組織	国際課
実施計画	◆京都府生涯学習情報事業の推進、府民が自主的に学習活動をする支援、情報提供の充実 は、様々な情報と機会の提供、府民が選択する機会が拡がる必要があると考えます。	インターネット等を活用し、府民に幅広く情報提供できるよう引き続き取り組んでまいります。	文化生活部	文化政策室
実施計画	◆「聞こえのコミュニケーション研修」聴力障害者との意見交換の充実是非勧めて欲しいです。	受講者が講義を通し、聴覚障害や、聴覚障害のある方の暮らしについて理解を深めるとともに、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害のある方との意思の疎通が円滑に行えるよう、研修の内容等について検討してまいりたいと考えております。	職員長グループ	職員研修センター

区分	御 意 見	回 答	部局	該当課
実施計画	◆人権啓発イメージソングを活用した「多様なきっかけづくり」イメージソングの認知度が上がり始めているとのことですが、そろそろ子ども参画によるイメージソング作りが必要な時にきているのではないのでしょうか。人権に関する子どもたちの意見を聞きつつ曲を作る。子どもたちが自分たちの意見を基にして作った新しい曲、子どもたちによる主体的に作られた曲がより子どもたちの身近なものになるのではないかと考えます。	人権啓発イメージソングについては、これまでの10年にわたる広め隊活動の成果を踏まえ、令和6度から、人権啓発イメージソングを活用した人権について考える「多様なきっかけづくり」事業を実施しているところです。「多様なきっかけづくり」事業においては、民間事業者による公募型プロポーザル方式を採用し、その中で「府民参加型」の企画提案を求めることとしておりますことから、御意見のような企画提案がなされることを期待したいと考えております。	文化生活部	人権啓発推進室
重点トピックス	すでに発出されている文書を変えないとの意味があるかも知れませんが P3 基本計画の分野別基本施策の一つに「人権が尊重される社会」を掲げ、数値目標に「1年間の間にインターネット（フェイスブックやツイッターなど）によって、 P6 令和6年度から新規事業としてXやYouTube上で、バナー広告や動画広告等を活用した啓発を実施	ご指摘の部分は、令和4年12月議会で議決された総合計画から引用しているものですので、Xが旧Twitterの標記となっております。次の改定のタイミングで、適切な表記に変更したいと思います。	文化生活部	人権啓発推進室
個別事業	P7 ・郵便ポストや集配車両、バイクへの啓発ステッカーの掲出、スポーツイベントでの啓発活動により、幅広い世代の方に対して児童虐待防止について考えるきっかけを提供することができた。 ➡他の企業の参画について何かアクションを起こしているのでしょうか？	オレンジリボンキャンペーンにおける広報啓発については、郵便局やスポーツイベントに加え、グンゼ（ポスター掲示）、ふたば書房（オレンジリボン着用、ハンドブック配布、ポスター掲示）、コンビニ（ファミリーマート、ローソンの従業員によるオレンジリボン着用）と連携して取り組んでいます。	健康福祉部	家庭・青少年支援課